

(趣旨)

第 1 条 市内小規模事業者の経営の安定と発展を図るため、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)による小規模事業者経営改善資金(以下「マル経資金」という。)の融資を受けた小規模事業者に対し、予算の範囲内において、当該融資に係る利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、この告示に定めるもののほか、赤磐市補助金等交付規則(平成 17 年赤磐市規則第 56 号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において「小規模事業者」とは、商工会法(昭和 35 年法律第 89 号)第 2 条に規定する商工業者で、常時使用する従業員の数が 20 人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては 5 人)以下のものをいう。

(利子補給対象者)

第 3 条 利子補給金の交付を受けることができる者(以下「利子補給対象者」という。)は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 赤磐商工会(瀬戸支所を除く。以下「商工会」という。)の推薦を受け、公庫によるマル経資金の融資を、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に受けた者であること。

(2) 市内において 1 年以上継続して同一事業を営んでいる者で、法人にあつては市内に本店登記を有し、個人事業主にあつては市内に 1 年以上継続して在住しているものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、利子補給対象者としなない。

(1) 市税を完納していない者

(2) 規則第 20 条第 1 項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して 1 年を経過していない者

3 第 1 項に定める利子補給対象者は、委任状(様式第 1 号)によりマル経資金の融資を申し込む際に推薦を受けた商工会に利子補給金の交付申請、実績報告、請求及び受領を委任するものとする。

(交付の制限)

第 4 条 市長は、利子補給対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金を交付しない。

(1) 利子補給対象者がマル経資金の融資を資金の用途に従って使用しないとき。

(2) 利子補給対象者がマル経資金の融資の償還を延滞した場合等で、期限の利益を喪失したとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が交付することが適当でないとき。

(利子補給金の額)

第 5 条 利子補給金の額は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで(平成 25 年度にあつては、平成 25 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで)の間に公庫へ支払ったマル経資金の融資に係る約定利息(返済遅延により加算された延滞利息を除く。)に 1 パーセントを乗じ、融資利率で除した額とする。

2 前項の規定により算出した額に、百円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(利子補給の期間)

第 6 条 利子補給金の交付の対象となる期間は、約定利息の支払の 1 回目から 12 回目までとする。

(交付の申請)

第 7 条 第 3 条第 3 項の規定により委任を受けた商工会は、利子補給対象者に代わって利子補給金の交付を受けようとするときは、赤磐市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書(様式第 2 号)に、次に掲げる書類を添付して、2 月末までに市長に提出しなければならない。

(1) 赤磐市小規模事業者経営改善資金利子補給金実績報告書(様式第 3 号)

- (2) 公庫が発行した利息支払証明書及び支払済額明細書
- (3) 利子補給対象者の委任状
- (4) 利子補給対象者の市税の完納証明書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第8条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

(交付の決定等)

第9条 市長は、第7条に規定する申請書を受理したときは、当該申請についてその内容を審査し、適当と認めるときは、利子補給金の交付を決定し、かつ、確定し、赤磐市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付決定兼確定通知書(様式第4号)により商工会に通知するものとする。

(請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた商工会は、請求書(様式第5号)を市長に提出し、利子補給金の交付を受けるものとする。

(交付結果の報告)

第11条 利子補給金の交付を受けた商工会は、ただちに当該利子補給金を利子補給対象者に交付するとともに、利子補給金交付結果報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付の取消及び返還)

第12条 市長は、利子補給対象者が次の各号の一に該当するときは、利子補給金の交付を取り消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により利子補給金を受けたとき。
- (2) その他市長が不適正と認めたとき。

(書類の保存等)

第13条 利子補給金の交付を受けた利子補給対象者及び商工会は、当該利子補給金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び関係書類を利子補給金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成28年5月30日告示第64号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年12月12日告示第98号)

この告示は、公表の日から施行する。